

税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる経過措置

申告が必要です

●平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、平成19年度の住民税が増えた方は、平成19年分の所得税が減ること

税源移譲の前と後では、住民税と所得税の合計額が変わらないよう調整されています。

しかし、平成19年分の所得が著しく減少し、所得税が課税されなくなった方は、住民税が増えて所得税が減額されないままになってしまい、結果的に税源移譲により負担が増してしまいます。そのため、**次の要件を共に満たす方**は、平成19年度の住民税を税源移譲前の額まで減額します。

●平成20年度
個人住民税(市県民税)の改正

●問い合わせ 税務課(内線534)

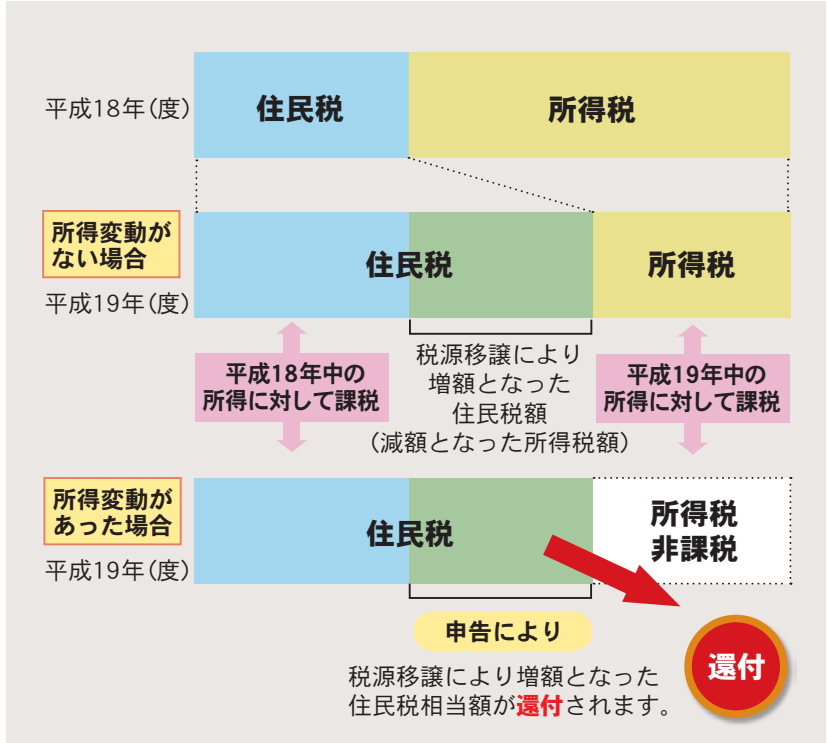
対象となる方	平成 19 年度個人住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く) ※1	が	所得税と住民税との人的控除額の差の合計額 ※2	を超える
	平成 20 年度個人住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む) ※1	が	所得税と住民税との人的控除額の差の合計額 ※2	より小さい

※1 課税所得金額 ⇒ 所得金額から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除を差し引いた残額

※2 人的控除の差 ⇒ 所得控除のうち、基礎控除、扶養控除、配偶者控除などを人的控除と言い、所得税と住民税ではこの控除額に差があります。

※平成19年中に亡くなった方や海外に転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない方には適用されません。

※医療費控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって、所得税が課税されなくなった方には適用されません。



この減額措置を受けるためには、平成19年度分市県民税減額申告書の提出が必要です。申告書が提出されない場合は、減額されませんので、ご注意ください。

■申告書の提出先 平成19年度市県民税を課税している市町村(19年1月1日現在の住所所在地の市町村)

■提出期間 平成20年7月1日～31日

● 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた個人住民税の非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度で廃止されました。

急激な税負担を緩和するための経過措置として、平成18年度には税額の3分の2、平成19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、この経過措置が終了し、**平成20年度からは全額課税となります。**

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割額(住民税)	1,400円	2,900円	4,500円
所得割額(住民税)	3分の1課税	3分の2課税	全額課税

平成20年度から適用される個人住民税(市県民税)の主な改正内容をお知らせします。

平成19年度から実施された税源移譲に伴い、一定の条件を満たす方は①住宅借入金等特別税額控除(以下住宅ローン控除) ②税源移譲時の年度間の所得の変動にかかる減額措置が受けられるほか、地震保険料控除が創設されました。また、老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置が終了します。

住宅ローン控除

申告が必要です

● 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、税源移譲により所得税額が減少した結果、今まで控除できていた金額を控除しきれなくなった方を対象に、翌年度の住民税から減額する措置が設けられました。

適用期間	平成20年度～28年度	
該当する方	平成11年～18年末に入居した方で、次の①又は②に該当する方 ①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 ②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方	
住民税で控除できる額	控除できる額 = ①前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 ②税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額 ※①・②のいずれか少ない金額	－ 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
控除を受ける方法	毎年申告をすることで、翌年度の住民税で控除を受けられます。 申告は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで行います。	
申告方法	確定申告をする方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
	所得税の確定申告をしない方 (給与所得者で年末調整対象の方等)	源泉徴収票を添付して、所得のあった年の1月1日現在に居住している市町村に提出
申告期限	その年の3月15日(平成20年は3月17日)	

● 地震保険料控除

平成20年度住民税から、これまでの損害保険料控除を改組し、地震保険料控除が創設されます。

これにより、平成18年末までに契約した長期損害保険料は引き続き控除できますが、短期保険料控除は廃止されます。

	控除額	
	住民税	所得税
地震保険料	保険料等の2分の1 限度額: 25,000円	保険料等の2分の1 限度額: 50,000円
(旧)長期損害保険料 (平成18年末までに契約)	これまでの計算方法による額 限度額: 10,000円	これまでの計算方法による額 限度額: 15,000円
地震保険料と(旧)長期損害保険料の組み合わせ	限度額: 25,000円	限度額: 50,000円